

特定非営利活動法人みらいえ
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人みらいえという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自身ではどうすることもできない家庭環境などの課題を抱える子どもたちはもとより、広く子ども・青少年を対象に、様々な人達とのコミュニケーションの場、及び学習の機会、体験・経験を提供し、更に相談活動・自立支援を通して主体的に人生を創造していけるようにサポートする事業を行い、「生きる力」と「自分軸」をそなえた青少年があふれる社会実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども・青少年に対する居場所作りと相談事業

- (2) 子ども・青少年に対するこころの健康サポート事業
- (3) 子ども・青少年に必要な学習相談その他の教育サポート事業
- (4) 子ども・青少年に対するこころの健康に関する普及啓発事業
- (5) 児童自立生活援助事業所の運営事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
- (2) 賛助会員この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体
- (3) 活動会員この法人の目的に賛同し、この法人で活動を行なう個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち 1 人を代表理事とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって返還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 通常総会は毎事業年度の終了後 2 カ月以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(I) 理事会が、必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第3項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 2 日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	根本純希
理事	細川美穂
理事	熊谷章三
監事	向井弘美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0 円、年会費 5 , 000 円

(2) 賛助会員入会金 0 円、年会費個人 1 口 5 , 000 円、団体 1 口 10 , 000 円 (1 口以上)

(3) 活動会員入会金 0 円、年会費 3 , 000 円

7 この定款は、令和 7 年・月・日から施行する。

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人みらいえ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①子ども・青少年に対する居場所作りと相談事業	様々な人とのコミュニケーションや体験・経験と相談窓口になるために、学校・家庭以外の第3の居場所運営を行う。	(A) 平日 16 時から 19 時 (B) 札幌市豊平区平岸 6 条 17 丁目 1-93 (C) 3 人	(D) 札幌市豊平区及びその周辺地域の小学生 (E) 10 人程度	900
②子ども・青少年に対するこころの健康サポート事業	相談事業又、自助グループの運営を行い安心して話せる場所を作る。	(A) 週1回程度 (B) 札幌市豊平区平岸 6 条 17 丁目 1-93 及びオンラインシステム併用 (C) 3 人	(D) 札幌市豊平区及びその周辺地域と全国の小中高生 (E) 20 人程度	100

③子ども・青少年に必要な学習相談その他の教育サポート事業	学習機会の不足を補うために、経済的に問題を抱える子どもたちに対し教育機会の提供とサポートを行う。	(A) 週3回 16時から19時 (B) 札幌市豊平区平岸6条17丁目1-93 及びオンラインシステム併用 (C) 3人	(D) 札幌豊平区及びその周辺地域と全国の小中高生 (E) 10人程度	400
④子ども・青少年に対するこころの健康に関する普及啓発事業	コミュニケーショントレーナーを招き、アサーティブコミュニケーションの講座を開催する。	(A) 年1回 (B) 札幌市豊平区民センター (C) 3人	(D) 札幌市豊平区及びその周辺地域在住の親子 (E) 20人程度	50
⑤児童自立生活援助事業所の運営事業	自立援助ホームの開設、運営	(A) 8月開設 (B) 札幌市南区藤野1条8丁目13-21 (C) 5人	(D) 札幌市在住の15～20歳の男児 (E) 5人	9,600
⑥その他目的を達成するために必要な事業				

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人みらいえ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
①子ども・青少年に対する居場所作りと相談事業	様々な人とのコミュニケーションや体験・経験と相談窓口になるために、学校・家庭以外の第3の居場所運営を行う。	(A)平日16時から19時 (B)札幌市豊平区平岸6条17丁目1-93 (C)3人	(D)札幌市豊平区及びその周辺地域の小学生 (E)10人程度	900
②子ども・青少年に対するこころの健康サポート事業	相談事業又、自助グループの運営を行い安心して話せる場所を作る。	(A)週1回程度 (B)札幌市豊平区平岸6条17丁目1-93及びオンラインシステム併用 (C)3人	(D)札幌市豊平区及びその周辺地域と全国の小中高生 (E)20人程度	100
③子ども・青少年に必要な学習相談その他の教育サポート事業	学習機会の不足を補うために、経済的に問題を抱える子どもたちに対し教育機会の提供とサポートを行う。	(A)週3回16時から19時 (B)札幌市豊平区平岸6条17丁目1-	(D)札幌市豊平区及びその周辺地域と全	400

		9 3 及びオンラインシステム併用 (C) 3 人	国の小中高生 (E) 1 0 人程度	
④子ども・青少年に対するこころの健康に関する普及啓発事業	コミュニケーショントレーナーを招き、アサーティブコミュニケーションの講座を開催する。	(A) 年1回 (B) 札幌市豊平区民センター (C) 3 人	(D) 札幌市豊平区及びその周辺地域在住の親子 (E) 2 0 人程度	5 0
⑤児童自立生活援助事業所の運営事業	自立援助ホームの開設、運営	(A) 年間稼働 (B) 札幌市南区藤野1条8丁目13-21 (C) 5 人	D) 札幌市在住の15～20歳の男児 (E) 5 人	1 4, 4 0 0
⑥その他目的を達成するために必要な事業				

令和7年(2025)年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人みらいえ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	50,000		
活動会員受取会費	9,000	109,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	591,000		
施設等受入評価益		591,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,200,000	1,200,000	
4. 事業収益			
居場所作りと相談事業	1,000,000		
こころの健康サポート事業	100,000		
教育サポート事業	500,000		
普及啓発事業	100,000	1,700,000	
5. 受託事業収益			
自立援助ホーム運営事業	11,200,000	11,200,000	
6. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			14,800,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,840,000		
法定福利費	1,080,000		
退職給付費用	72,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	7,042,000		
(2) その他経費			
会議費	26,900		
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
地代家賃	2,250,000		
水道光熱費	640,000		
その他経費	1,091,100		
事業費計		11,050,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,760,000		
給料手当			
法定福利費	360,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	2,120,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計		2,120,000	
経常費用計			13,170,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,630,000
前期繰越正味財産額			29,274
次期繰越正味財産額			1,659,274

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

令和8年(2026)度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人みらいえ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	50,000		
活動会員受取会費	9,000	109,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	591,000		
施設等受入評価益		591,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,200,000	1,200,000	
4. 事業収益			
居場所作りと相談事業	1,000,000		
こころの健康サポート事業	100,000		
教育サポート事業	500,000		
普及啓発事業	100,000	1,700,000	
5. 受託事業収益			
自立援助ホーム運営事業	12,000,000	12,000,000	
6. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			15,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,760,000		
法定福利費	1,680,000		
退職給付費用	72,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	10,562,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
地代家賃	3,000,000		
水道光熱費	900,000		
その他経費	1,358,000		
事業費計		15,850,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,640,000		
給料手当			
法定福利費	540,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	3,180,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計		3,180,000	
経常費用計			19,030,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△3,430,000
前期繰越正味財産額			1,659,274
次期繰越正味財産額			△1,770,726

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。